

島根原子力発電所1号機 廃止措置計画に係る 今後の対応について

2022年3月8日

中国電力株式会社



〔余白〕

現行の廃止措置計画(第2段階の開始)の考え方

現在認可を受けている島根原子力発電所1号機の廃止措置計画では、2022年度から原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(以下、第2段階という)を開始することとしている。

また、第2段階以降に実施する工事については、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減のため、解体工事準備期間中に実施する施設の汚染状況の調査結果を踏まえた安全確保対策等を定め、第2段階に入るまでに廃止措置計画に反映し変更の認可を受けることとしている。

このため、廃止措置を開始した以降、汚染状況の調査、その調査結果を踏まえた解体方法の検討を計画的に進めてきたところである。

現行の廃止措置計画の認可内容

〔廃止措置工程※〕

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	
	解体工事準備期間						原子炉本体周辺設備等解体撤去期間							原子炉本体等解体撤去期間							建物等解体撤去期間										
	(第1段階)						(第2段階)							(第3段階)							(第4段階)										
廃止措置工程	核燃料物質の搬出及び譲渡し																														
	汚染状況の調査																														
	核燃料物質による汚染の除去																														
	安全貯蔵						原子炉本体の解体撤去																								
							管理区域内の設備（原子炉本体以外）の解体撤去														建物等の解体撤去										
	管理区域外の設備の解体撤去																														
	放射性廃棄物の処理処分																														

※ 2017年4月19日 認可(島根原子力発電所1号機 廃止措置計画申請書(本文 第11表-1表)より)

【廃止措置工程の変更】

2020年4月に申請した撤去済み蒸気タービンのクリアランス測定・評価方法に係る審査の対応状況等を踏まえ、第2段階中の解体撤去工事に伴い発生するクリアランス制度対象物の推定発生量等を再検討し、必要に応じて第2段階に係る廃止措置計画に反映するため、**第2段階の開始を先送り(1年程度の見込み)する。**

【今後の対応】

工程を見直した後、今年度末を目途に工程変更に係る「**廃止措置計画変更届出書**」を提出する。

廃止措置工程の変更内容

廃止措置工程(変更案)

※ 第2段階の開始を1年先送り(2022⇒2023年度。以降の工程は変更なし)

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045
廃止措置工程	解体工事準備期間						原子炉本体周辺設備等 解体撤去期間						原子炉本体等解体撤去期間						建物等解体撤去期間											
	(第1段階)						(第2段階)						(第3段階)						(第4段階)											
	核燃料物質の搬出及び譲渡し																													
	汚染状況の調査																													
	核燃料物質による汚染の除去																													
							安全貯蔵						原子炉本体の解体撤去																	
							管理区域内の設備(原子炉本体以外)の解体撤去												建物等の解体撤去											
	管理区域外の設備の解体撤去																													
	放射性廃棄物の処理処分																													